

キャリアアップ助成金

— 制度のしくみについて —

雇用における助成金制度の出来た背景

2001年小泉政権発足時、バブル崩壊による景気低迷、不良債権の処理など、多くの問題を抱えていました。それらの解決策として色々な規制緩和が採られ、その中の一部として

- 「派遣労働者」が使える業種の適用範囲の拡大
- ペイオフの解禁
- 株式市場の規制緩和

などがあげられます。

それに伴い、市場環境と労働環境に変化があらわれ、企業は利益を上げていきました。しかしその利益の多くが設備投資や投資家への配当にあてられ、従業員の給料には回らなかったと言われており、その結果生まれた多くの問題の中の一つとして、非正規雇用者の増大もかかわっているとされています。

非正規雇用者が増えたことで、キャリアを積んでいない労働者が増え、雇用率が下がりました。その打開策として2009年、離職を余儀なくされる人や失業期間の長期化等の懸念に対応するため、国は緊急人材育成支援事業を創設し、この事業の一環として基金訓練や実習型雇用助成金などが生まれました。

しかし実績以上に問題点が多く、自民党と民主党の政権交代の影響も受け、色々な助成金・奨励金が、ルールや条件を変え今年の3月末で廃止になった「均衡待遇・正社員化推進奨励金」「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」を経て、新たに有期契約労働者等の企業内でのキャリアアップを支援する事業主に対する包括的な助成制度（有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等）として、「キャリアアップ助成金」が創設されました。

キャリアアップ助成金制度とは...

■ 概要

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者（正社員待遇を受けていない無期雇用労働者を含む。以下「有期契約労働者等」という）の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成をするものです。

■ 本助成金は次の6つのコースに分けられます。

- I. 有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を助成する「正規雇用等転換コース」
- II. 有期契約労働者等に対する職業訓練を助成する「人材育成コース」
- III. 有期契約労働者等の賃金テーブルの改善を助成する「処遇改善コース」
- IV. 有期契約労働者等に対する健康診断制度の導入を助成する「健康管理コース」
- V. 労働者の短時間正社員への転換や新規雇入れを助成する「短時間正社員コース」
- VI. 短時間労働者の週所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長することを助成する「短時間労働者の週所定労働時間延長コース」

※ 今回のご提案は I 「正規雇用等転換コース」と II 「人材育成コース」の2コースになります。

正規雇用等転換コース

■ コース概要

有期契約労働者の正規雇用等への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対して助成するものであり、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

(1) 有期契約労働者

有期契約労働者として申請事業主に雇用されていた通算雇用期間が6か月以上である労働者

(2) 無期雇用労働者

無期雇用労働者として申請事業主に雇用されていた通算雇用期間が6か月以上である労働者

(3) 派遣労働者

申請事業主の派遣期間が6か月以上の派遣場所で就業している派遣労働者

■ 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）または（2）に該当する労働者、あるいは申請事業主がその事業所で受け入れている（3）の派遣労働者です。なお、短時間労働者または申請事業主が派遣元事業主である場合の派遣労働者は、その雇用契約期間に応じて（1）または（2）として取り扱われます。

■ 受給額

1. 本助成金コースは、次表の額が支給されます。

適用内容	支給対象者1人あたり	支給額支給対象者が母子家庭の母等・父子家庭の父の場合
有期労働から正規雇用への転換等	30万円（40万円）	10万円加算
有期労働から無期雇用への転換等	15万円（20万円）	5万円加算
無期労働から正規雇用への転換等	15万円（20万円）	5万円加算

※（ ）内は中小企業事業主の場合。

2. ただし、1年度1事業所あたり10人までを上限とします。

人材育成コース

■ コース概要

本助成金（コース）は、ガイドラインに沿って、1の対象労働者に対して2～4のすべての措置を実施した場合に受給することができます。

■ 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用するまたは新たに雇い入れる次の（1）また（2）に該当する労働者です。なお、短時間労働者または申請事業主が派遣元事業主である場合の派遣労働者は、その雇用契約期間に応じて（1）または（2）として取り扱われます。

（1）有期契約労働者

（2）無期雇用労働者

■ 受給額

1. 本助成金（コース）は、訓練の種類に応じて1訓練コース支給対象者1人あたり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。

訓練の種類	助成対象	支給額
OFF-JT（職場外教育訓練）	賃金助成	1時間あたり500円（800円）
	訓練経費助成	実費相当額 上限15万円（20万円）
OJT（職場内教育訓練）	訓練実施助成	1時間あたり700円（700円）

注.（ ）内は中小企業事業主の場合

2. ただし、1年度1事業所あたり500万円を上限とします。

助成金受給金額

正規雇用等転換コース受給金額例

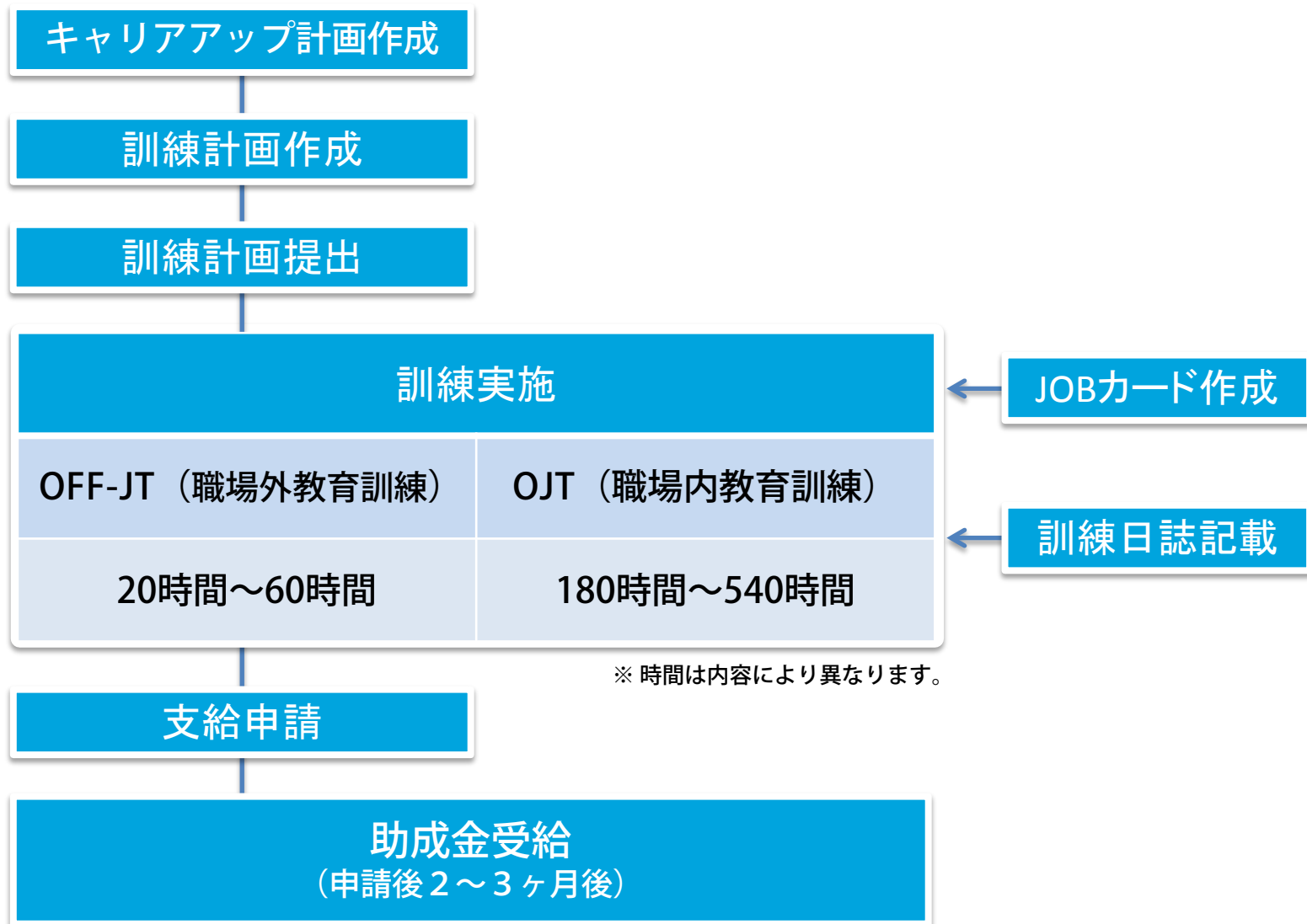
受給対象	一人あたり	対象者が母父子家庭の父母の場合
有期から正規	40万円	10万円加算
有期から無期	20万円	5万円加算
無期から正規	20万円	5万円加算

人材育成コース受給金額例

一人あたり	20時間	40時間	60時間
※1 社外研修費	126,000円	178,500円	200,000円
社外研修費の 時給補助（800円/1時間）	16,000円	32,000円	48,000円
実務研修中の 時給補助（700円/1時間）	126,000円	252,000円	378,000円
総助成額	268,000円	462,500円	626,000円

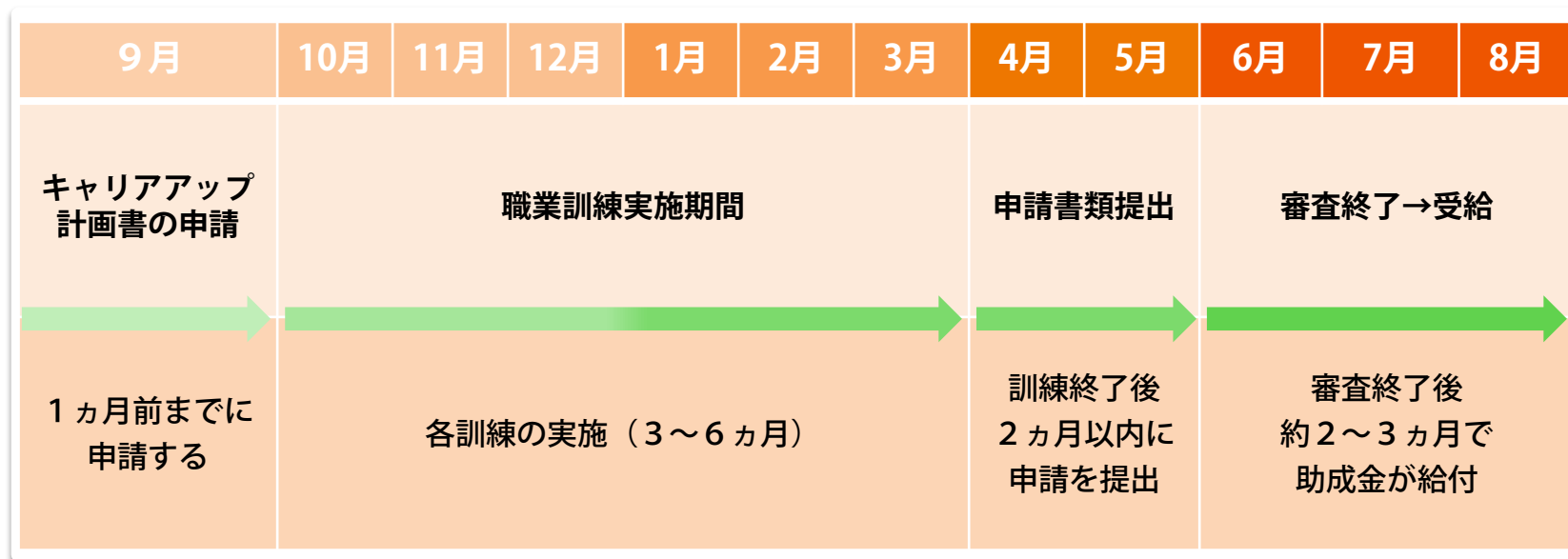
- 上記組み合わせは一例です。研修の時間や内容については事業主様に決めて頂く事が可能です。但し、社外研修+実務研修の場合、社外研修の時間に対し実務研修の時間が1割以上9割以下になるよう設定すること。
- 出張研修をご希望の場合、講師の交通費は別途お客様負担になります。
- 研修開始後にカリキュラム内容の変更を希望される場合、求められる内容によって、別途費用がかかる場合があります。

人材育成コース受給までの流れ



計画申請～受給スケジュール

- 下表は、訓練実施期間を6か月間設けた場合の「計画書を申請してから訓練を受け、審査が通り、助成金が給付されるまで」の大まかな流れを表したものです。



支給申請

■ 申請書類

キャリアアップ計画書（実施1ヶ月前までに提出）

※ 正規雇用転換コース、人材育成コース共通

■ 正規雇用転換コース

転換前後の労働協約又は就業規則写し

転換前後雇用契約書写し

転換前後6カ月賃金台帳写し

タイムカード又は出勤簿の写し

3ヶ月以内の履歴事項全部証明書

■ 人材育成コース

職業訓練計画届※1

キャリアアップ助成金計画届※1

3ヶ月以内の履歴事項全部証明書※1

訓練カリキュラム※1

JOBカード※1

※1= 実施1ヶ月前までに事前提出

支給申請書

人材育成コース、賃金、実施、経費助成内訳

Off-JT、OJT実施状況報告書（原本）

労働条件通知書又は、雇用契約書等写し

出勤簿又はタイムカード等写し

賃金台帳又は給与明細写し

訓練に対して経費確認資料（請求書、領収書、振込通知書等）写し

JOBカード様式2～4号※2

※2 = 計画受理から実施までの期間内のキャリアコンサルタント実施の事

◎ 赤字は事業主様にてご用意していただく書類です。

カリキュラム(研修内容・期間・時間など)の設定は、案件ごとに各事業主様よりヒアリングをさせて頂き、ご相談のうえ作成させて頂きます。まずはお気軽にお問い合わせください。



株式会社アンサー

大阪府大阪府中央区大手前1丁目6番4号 リップル天満橋 601号室

電話 06-6358-2211 FAX 06-6358-2215

Eメール info@to-answer.com URL <http://www.to-answer.com/>